（漁業法施行令の一部改正）

第二条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三号中「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

第三条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「卒業した者」の下に「（当該科目又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（火薬類取締法施行令の一部改正）

第四条　火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第二号中「卒業した者」の下に「（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）別表第二防衛大学校の項

二　人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）第十九条第三号

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第六条　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「学士の学位」の下に「（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）」を加え、同条第四号中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第七条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「卒業した者」の下に「（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（土地区画整理法施行令及び建設業法施行令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

一　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十二条の二第二号

二　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第二号

（婦人相談所に関する政令の一部改正）

第九条　婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「基く」を「基づく」に改め、「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第十条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考第二号㈠中「卒業した」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「卒業したこと」の下に「（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。）」を加える。

（水道法施行令の一部改正）

第十二条　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第六条第一項第二号中「卒業した後」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（下水道法施行令の一部改正）

第十三条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）」を加える。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第十四条　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第一号中「大学」の下に「（同法による短期大学を除く。）」を加え、「卒業し、かつ」を「卒業した者であつて」に、「以下この条」を「次号及び第三号」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「学科」の下に「又は課程」を加え、「卒業し、かつ」を「卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて」に、「有する者」を「有するもの」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十五条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「卒業した者」の下に「（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第十六条　宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）」を加える。

（河川法施行令の一部改正）

第十七条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「卒業した」の下に「（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

（電気事業法施行令の一部改正）

第十八条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（自然環境保全法施行令の一部改正）

第十九条　自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「卒業した」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。